



退職金専用



定期貯金



取扱期間 令和8年 4月1日(水)～ 令和8年 9月30日(水)まで

年0.800%

を適用します (税引後の利率年0.637%)

対象者

下記の条件をいずれも満たしている個人の方

- JA福山市で組合員の方 (新規加入の方も対象となります)
- 退職金をお受け取りになられた日から18ヵ月以内に**新たな資金**としてお預け入れいただいた方

種別

自動継続スーパー定期貯金<単利型>

預入期間

1年(12ヵ月)

預入金額

100万円以上(1円単位)
お受け取りになられた退職金を上限とします

●期間は1年、自動継続とします。継続後の利率は継続時の店頭表示利率となります。●お預け入れ金額は、100万円以上(1円単位)となります。●キャンペーン利率の適用は、初回満期日までとなります。●金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。●中途解約された場合は、キャンペーン利率は適用されず、所定の中途解約利率を適用します。●この商品は貯金保険制度の保護対象です。(元本1,000万円とその利息) ●ご本人さまの確認書類(運転免許証など)とご印鑑をお持ちください。本人確認書類につきましては、JAの窓口にお問い合わせください。●他の金融機関でお受け取り後の退職金も対象となります。●お預け入れ金額はお受け取りになられた退職金を上限とします。●既に当組合へ退職金を定期貯金としてお預け入れされている方の再預け入れは対象外となります。●移動店舗、ATM、ネットバンクでのお預け入れはできません。●お預け入れの際には「退職所得の源泉徴収票」、「退職金の振込まれた通帳」等退職金であることの確認をさせていただきます。●お一人様、1回のご利用に限らせていただきます。●利息は令和19年12月31日までの間は20.315% (国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。

退職金専用定期

(令和8年4月1日現在適用中)

| | |
|--|--|
| 1. 商品名 (愛称) | ○自動継続スーパー定期貯金(単利型) 愛称: 組合員限定「退職金専用定期貯金」 |
| 2. 取扱期間 | ○令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水) |
| 3. 販売対象 | ○個人 ○JA福山市で組合員の方 ※契約日までにJA福山市にて、組合員の新規加入手続きをいただいた方を含みます。 ○退職金をお受け取りになられた日から18か月以内に定期貯金としてお預け入れいただいた資金に限ります。 ○定期貯金の再お預け入れ、ATM、ネットバンクでのお預け入れは対象外となります。 ○他の金融機関でお受け取りの退職金も対象となります。 ○お預け入れの際には「退職所得の源泉徴収票」、「退職金の振込まれた通帳」等により退職金であることの確認をさせていただきます。 ○お預け入れ金額はお受け取りになられた退職金を上限とします。 |
| 4. 期間 | ○1年(12か月) |
| 5. 種類 | ○自動継続(元金継続または元利金継続) |
| 6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ○一括預入 ○100万円以上 ○1円単位 |
| 7. 払戻方法 | ○満期日以後に一括してお支払いします。 |
| 8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法 | ○預入時の約定利率として、年0.80%を満期日まで適用します。 ○この定期貯金は、満期日に前回と同一期間の自動継続スーパー定期貯金(単利型)に自動的に継続します。 ○満期日以後に一括してお支払いします。 ○付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。 ○令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ○窓口でお問合せください。 |
| 9. 手数料 | — |
| 10. 付加できる 特約事項 | ○自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 |
| 11. 中途解約時の 取扱い | ○この定期貯金は満期日前解約できません。 やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ○中途解約利率 (1) 預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金の利率 (2) 預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×20% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 |

| | |
|--|--|
| <p>1 2. 貯金保険制度 (公的制度)</p> | <p>○保護対象 当該貯金は、当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く) と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p> |
| <p>1 3. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p> | <p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 支店または金融部貯金課 (電話: 0 8 4 - 9 2 4 - 2 2 1 2) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話: 0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会 (電話: 0 8 2 - 2 2 5 - 1 6 0 0) を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当組合金融部貯金課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> |
| <p>1 4. 個人情報の取 扱いに関する 重要事項</p> | <p>○当 J A は、提供いただいたお客様の下記の個人情報を、以下の目的のため利用いたします。 (利用目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・ 新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 <p>○当 J A は、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、住所、電話番号等 |
| <p>1 5. その他事項</p> | <p>○金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。</p> <p>○お一人さま、1 回のご利用に限らせていただきます。</p> |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 福山市